



兵労発基 0220 第 2 号
令和 8 年 2 月 20 日

兵庫地方労働審議会
会 長 櫻 庭 涼 子 殿

兵 庫 労 働 局 長
金 成 真 一

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、兵庫県釣針製造業最低工賃（平成15年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。